

人間ドック受診を補助します

病気の予防や早期発見のため、下記に該当する国保加入者の精密健康診断(人間ドック)検査費用の一部を補助しています。人間ドックを受診した人は基本健診を受ける必要はありません。

■対象者 国保税の滞納が無い世帯に属する35歳以上69歳までの国保加入者

■助成額 人間ドックを受診して支払った経費の7割(千円未満切捨)を補助します。上限は4万円、同一対象者への補助は年1回となります。

低所得者への軽減制度

所得が低く、国保税を現実的に支払うことができない人もいます。そのような人を対象に国保税の負担を軽減する制度があります。申請や申告が必要な場合がありますので、ご注意ください。

軽減には、7割・5割・2割(旧穂高町では6割と4割のみでしたが、18年度から統一)の3段階がありますが、「2割軽減」を受けるには、事前にご案内する**申請書の提出が必要**となります。また、所得の申告をしていない場合は軽減ができませんので、申告をしてください。

【問い合わせ】

安曇野市役所穂高総合支所内
市民課 国保年金担当 TEL82・3131
E-mail shi-kokuhonenkin@city.azumino.nagano.jp

各総合支所内市民環境課市民係
豊科総合支所 TEL72・3111
穂高総合支所 TEL82・3131
三郷総合支所 TEL77・3111
堀金総合支所 TEL72・3106
明科総合支所 TEL62・3001

例えば・・・

年間**17万円** 納付する場合

これまでは、

1万7,000円を **10** 回納付



今年度は、

2万6,000円を **1** 回(1回目)納付

1万8,000円を **8** 回(2回目以降)納付

納付回数も 変わります

今回の改正では、税率が変更になったほか、納付する回数も変更になりました。これまでは、1年分の国保税を10回で納めていただきましたが、今年度から9回に変更となりました。このため、1回の納付額が上がり、実感としては昨年度より割高感があると思われます。

納付回数が9回になったことによる利点は、課税が6月の所得の決定を受けて行えるため、課税方法がこれまでより加入者の皆さんにとっても、分かりやすく、計算しやすくなることです。

さまざまな事情で、納期内に国保税を納めることが難しい場合は、できるだけ早めにお近くの総合支所市民環境課市民係にて「納税相談」をしてください。分割して納めるなどの解決方法を一緒に考えます。また、低所得者に対する軽減制度についてもご案内しています。詳しくはお近くの総合支所市民環境課市民係か本庁市民課国保年金担当までお問い合わせください。

5月25日から6月7日にかけて市内6会場で行った住民説明会。改正に対するご意見や質問をいただきました。→



不足する財源を どう補うか。

国保は「独立したお財布」

国保会計は「特別会計」により経理しています。特別会計は、主な行政運営に使う「一般会計」とは独立したお財布で、原則は特定の収入で特定の事業を行います。国保会計の場合、国や県からの負担金・補助金が約3分の1、退職者医療に対する調整を行う社会保険診療報酬支払基金からの交付金が約5分の1、一般会計からの繰入金や繰越金などもあります。残る約3分の1は国保に加入している人が納める国保税の収入で運営しています。このことから、このお財布の中でのやりくりが基本となります。前述したとおり、国保会計は危機的な状況ですが、これを防ぐためには、お財布への収入(歳入)を増やし、支出(歳出)を減らすことが必要です。例えば、収入を

増やすという面では、国保税の税率を上げる方法があります。支出を減らすという面では、加入者がお医者さんにかかったとき、その負担分を増やすという方法があります。国においても医療制度改革案が検討されていますが、財源問題など対応策に苦慮しているところでは、市では今後も、医療費の適正化を図る取り組みや、国保税の収納対策を強化します。

人も会計も健康に

運営側、加入者側、双方にとって最善の道は、加入者の皆さんにできるだけ健康な状態を保っていただくことです。それには加入者の皆さんが健康診断をしっかり受け、病気になるたときは早めにお医者さんにかかっていたことが大切です。

市では、基本健診の補助や特定の国保加入者を対象に人間ドックの補助を行っています。このような制度を活用することは病気の早期発見につながります。

また、同じ病気でいくつかの病院にかかると、同じ検査をしたり、薬を重複して処方される恐れがあります。

国保税の納め忘れなどを減らし納期内自主納付にご協力いただくことも、不要な経費を削減することができます。